

介護老人保健施設 恵風苑 通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人 恵風会が開設する介護老人保健施設 恵風苑（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設、通所リハビリテーションは要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復をはかるものでなければならないこととする。
- 2 当施設、介護予防リハビリテーションはその利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならないこととする。
 - 3 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当施設は、地域包括支援センターが重要な位置付けと考えている。その為地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を密接になるよう努める。その為、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力することとする。なお、地域ケア会議に参加した場合は専門的な見地から意見を述べるよう努めることとする。
 - 6 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めると同時に、安心してサービスを利用出来る環境を整備する。
 - 7 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 恵風苑

- (2) 所在地 岡山市中区今在家304-6
- (3) 電話番号 086-275-5566 FAX番号086-275-5588
- (4) 管理者名 苑長 織田 道広
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3350180018号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名 (常勤)
 - (2) 医師 1名以上(常勤・管理者と兼務)※
(非常勤)※
 - (3) 看護職員 1名以上(常勤)
 - (4) 介護職員 7名以上(常勤)
 - (5) 支援相談員 1名 (常勤)
 - (6) ・理学療法士 3名以上 (常勤)
 - ・作業療法士 2名以上 (常勤)
 - ・言語聴覚士 1名以上 (常勤)
 - (7) 管理栄養士 1名以上 (常勤) ※
- ※介護老人保健施設 (入所利用・短期入所利用) と兼務

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業者の管理及び通所リハビリテーション等の利用の申し込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元化を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、医師の指示に基づきバイタルチェック等を行う。また、利用者の通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施を行う。
- (7) 管理栄養士は栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 日曜日及びゴールデンウィーク (4月下旬から5月上旬の大型連休)、8月13日～15日、12月30日～1月3日を除く毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時30分から午後4時30分までをサービス提供時間とする。
- (3) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。
- (4) 電話による24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) の利用定員数は1単位、40人とする。

(通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) の内容)

第9条 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) は、(介護予防にあつては介護予防に資する

ように)医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、加算算定の有無を問わず利用者に対し適切な理学療法、作業療法、言語療法及びその他必要なリハビリテーション提供を行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 通所リハビリテーション事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所リハビリテーション事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 その他の料金

- 1 食費 昼食 650円
- 2 おやつのみの場合 100円/1日1回

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

岡山市(北区中区東区)の区域とし一部区域外あり。通常の事業の実施区域を越えた地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、実施区域を越えて片道10kmまでが無料とし、10km以上15kmまでが500円、15km以上が1000円とする。

(事故防止対策)

第12条 事故防止のための事故防止委員会及び職員への研修を定期的に行う。

(緊急時、事故発生時等における対応方法)

第13条 当施設は、利用者に対し、必要に応じて臨時応急手当及び施設医師への報告を行う。また医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関及び主治医での診療を依頼もある。

- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し緊急連絡を行う。
- 3 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者及び扶養者が指定する者、居宅支援事業所、市町村に連絡を行う。
- 4 通所リハビリテーションまたは、介護予防通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対し、損害を賠償するものとする。
- 5 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して施設に対し、その損害を賠償するものとする。

(身体の拘束等の廃止)

第14条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を禁止する。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあり得る。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。尚、身体拘束廃止検討委員会及び職員研修を定期的に行い、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、次の措置を講じるものとする。

虐待の防止に関する責任者は管理者である苑長とする。

- 1 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催

- 2 虐待の発生又はその再発を防止するための指針の整備
- 3 虐待の防止に関する責任者の選定
- 4 従業者に対する虐待の防止の啓発、普及するための研修の実施
- ⑤ その他の虐待防止のための必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 その他、高齢者虐待防止委員会、マニュアル等により虐待防止のための必要な措置をとる。

（褥瘡防止対策）

第16条 褥瘡が発生しないように適切な看護、介護及び予防対策に積極的に取り組む。褥瘡予防対策委員会及び職員への研修を定期的に行うこと。

（成年後見制度の活用支援）

第17条 当施設は、適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（苦情解決体制の整備）

- 第18条 当施設では、サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講じるとともに誠意をもって解決に努めることとする。当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての苦情等がある場合申出も出来る。
- 2 苦情解決に関し国民健康保険団体連合会及び市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該職員からの質問若しくは照会に応じ、調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

- 第19条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
 - ・ 飲酒・喫煙...敷地内での喫煙は禁止とする。飲酒については相談頂くこと。
 - ・ 火気の取扱い...火気の取り扱いについては厳禁とする。
 - ・ 設備・備品の利用...施設内の器具・備品は職員の指示に従ってご利用頂く。
 - ・ 所持品・備品等の持ち込み...職員の許可を得ること。
 - ・ 金銭・貴重品の管理...持参しないこととする。当施設において盗難、紛失等があった場合場合においても責任は負わないこと。
 - ・ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用時の医療機関での受診は原則として禁止。
 - ・ ペットの持ち込みは禁止する。
 - ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
 - ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

- 第20条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 防火管理者には、資格保持者を充てる。
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務

の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

1 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難).....年1回以上
(入所との合同訓練とする。)

2 利用者を含めた総合避難訓練.....年1回以上

3 非常災害用設備の使用方法的徹底.....随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第21条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第22条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第23条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人 恵風会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第24条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第25条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

3 管理栄養士等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第26条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

1 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業所等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

2 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例発表等。尚この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守すること。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用をさせることができない場合は利用者又は家族へ連絡を行い利用の中止とする。

3 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及びプライバシーポリシーについては、施設内に掲示、また、苦情受付窓口を設置対応する。

4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人 恵風会の理事会において定めるものとする。

5 送迎については、基本サービス費に包括されていることから、利用者のニーズに対応できるように必要に応じ送迎体制の整備に努めていくこととする。

6 事業所の従事者(役員、管理者、社員)については岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に従うこと。

7 当施設は介護保健施設サービス等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する

ものとする。

付 則

この運営規程は、平成18年 4月 1日 より施行する。

平成21年 4月 1日 変更

平成22年 10月 1日 変更

平成22年 12月 1日 変更

平成23年 4月 1日 変更

平成23年 8月 1日 変更

平成23年 10月 1日 変更

平成24年 6月 1日 変更

平成25年 4月 1日 変更

平成25年 11月 1日 変更

平成26年 2月 1日 変更

平成26年 4月 1日 変更

平成27年 4月 1日 変更 (介護報酬改定に伴う)

平成27年 8月 1日 変更 (介護給付費サービス2割負担の追加)

平成27年 10月 1日 変更 (①リハマネジメント加算(Ⅱ)

②生活行為向上リハビリテーション実施加算

③中重度者ケア体制加算

④おやつ代の追加)

平成29年 4月 1日 変更 (介護職員処遇改善加算Ⅰ 3.4%から4.7%へ変更)

平成30年 4月 1日 変更 (介護報酬改定に伴う)

平成31年 4月 1日 変更 (営業日の変更)

令和元年 9月 16日 変更 (移転の為)(食事代、おやつ代変更)

令和2年 4月 1日 変更 (職員配置人数の記入変更)

令和3年 4月 1日 変更 (介護報酬改定に伴う)

令和3年 11月 12日 変更 (身体的拘束の指針の整備の追加)